

重点検討項目の進捗状況

(令和7年1月現在)

IV 児童発達支援センターの機能強化 7 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

第1回で挙げた課題・意見等

1. 育てにくさから虐待につながりやすいところを、いかに早く家庭介入し支援をすることによって虐待を防ぐか
2. 保護者へどういうふうな情報提供、学習の機会を与えるか
(どこかに繋ぐ、子どもを預けて離れるのではなく一緒にいるための支援)

「発達支援・家族支援機能」に関する取り組み

【児童・保護者に対する取り組み】

- (1) 低年齢から個々の発達や障害特性に応じた関わりや環境調整を行うことで、発達を促したり特性を軽減させるよう支援している。
- (2) 保護者に対しては、親子療育の中で、実際に子どもの反応や職員の関わり方を共有しながら、子どもの理解を深めたり、関わり方を知って頂いている。
- (3) 個人懇談・クラス懇談・保護者学習会を通して、子どもの発達や園の療育への理解を深めたり、交流会を通して同じ立場の保護者同士での情報交換や悩みの共有などを行う場を提供している。
- (4) 虐待のリスクが懸念されるケースについては、担当保健師と情報共有し、必要に応じて家児相にも連絡をし、多面的にフォローできるようにしている。

【地域の園や学校、障害支援事業所に対する取り組み】

- (1) 就園・就学の際には、センターでの療育を次の生活の場につなげるよう丁寧な引継ぎをしている。
- (2) 並行通園では必要に応じて在籍園訪問を行い、両者で同様の支援ができるよう在籍園と連携している。その他、ペンギんクラスでも必要に応じて、見学受け入れや情報共有を行っている。
- (3) 施設支援や保育所等訪問支援において、地域園や小学校へ支援方法の助言等を行っている。
- (4) 出前講座により、児発事業所や地域園、小学校等に出向き、障害の理解を深め、支援の質の向上を図るための研修を行っている。
- (5) 障害児関係以外の機関への説明会や研修・見学会を実施し、広くセンター療育について周知するための機会を設けている。

上記取り組みを実施する中で見える課題

- 地域の園や学校へ引継ぎや在籍園訪問を行う上で、課題を感じる園や学校ほど、助言を受け入れることが難しいことが多い。
- 園や学校の方針などもあり直接支援している先生の困りごとに対応できないことがある。
- 障害や発達についての基礎的な知識のない保護者に対して、継続的に学べる機会が必要。
- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援の方法を地域の障害児にかかわる支援者へ共有するために、まず継続的に連携することが必要。

IV 児童発達支援センターの機能強化

8 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

9 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

進捗状況

令和6年10月17日 保育所等訪問支援事業所 交流会の実施

【参加事業者数・人数】 14事業所・33名

【実施内容】 3事業所から保育所等訪問支援事業についてどのような流れでやっているかなどを発表した。

【参加者アンケート】 全員が「今後も交流会に参加したいと思う」と回答。

今後の方向性

○支援内容の悩みの共有というテーマと運営面（支援先との関係構築や訪問支援の事務的手続きなど）をテーマにするグループに分けて、討議する形式での実施。

○交流会において保育所等訪問支援事業全体の課題等をテーマにして議論する。

○交流会を通して堺市の保育所等訪問支援事業における訪問状況を把握することや訪問支援の在り方を整理する。支援員が相談できる場が必要だと感じたことから、まずは相談ができるような関係づくりや学びあえる交流会を企画する。

検討点

○保育所等訪問支援事業の支援力向上のために児童発達支援センターに求めること

○保育所等訪問支援事業に限らず中核機能として児童発達支援センターに求めること

V 学齢期支援の充実

1 4 教育と福祉の連携の推進

第1回で挙げた課題・意見等

円滑に連携するためには教育委員会が主となって児童発達支援センターと障害者基幹相談支援センターが連携をすること

児童発達支援センターと学校の連携に関する取り組み

(1) 学校への保育所等訪問支援事業

令和6年度実績（R6.12現在）：もず園9件 つぼみ園12件

(2) 学校への出前講座

令和6年度実績（R6.12現在）：もず園2件 つぼみ園1件

内容・・・支援学級担任向けに「発達障害の理解と対応」「こどもの行動の理解」

その後の連携・・・毎年違うテーマでの継続利用や、あいすてーしょんの施設支援や保護者への情報提供、利用機会のきっかけとなっている。

(3) 障害児等療育支援事業（以下あい・すてーしょんと呼ぶ。）の施設支援での学校訪問

令和6年度実績（R6.12現在）：もず園5件 つぼみ園18件

（あい・すてーしょんを通じた支援連携等）

- 訪問した際に、先生方とともにこどもの理解と支援方法について検討している。
- 発達検査を実施した場合、結果を共有し、今後の支援方針を検討している。
- 発達検査や行動観察等から、具体的にこどもの発達状況を共有し、より丁寧な支援に繋がるケースもある。
- 教育的な視点だけでなく発達の視点でこどもを理解できるので、先生方から保護者へ相談先として案内される。
- 虐待まではいかないが、家庭支援が必要なケースは、子育て支援課やSSWと連携しながらすすめている。

教育委員会が学校教員から相談を受けた場合の相談案内先等

学校教員がかかわり方の難しい児童生徒（障害児に限らない）の対応で困った際の相談先として、教育委員会から学校へは以下を案内している。

1. 教育相談（ソフィア教育相談・ふれあい教育相談）で、学校教員からの相談に応じている（予約制の面接相談）
2. 発達障害児等専門家派遣での専門家への相談
3. 支援学校センター的機能活用での外部専門家及び支援学校教員への相談
4. 教育委員会事務局（支援教育課・生徒指導課等）

課題

○教育と福祉との連携については、教育委員会の相談事業で相談対応した際に、こどもが抱える課題の背景や要因を整理し、何が課題なのかを的確に捉えたうえで、必要とする支援を受けられる福祉の機関につないでいくことが必要。

○特に義務教育の期間は当事者の福祉の機関との関わりが比較的少なくなる。義務教育の期間の入り口と出口での適切な情報共有及び、切れ目のない支援が必要である。

V 学齢期支援の充実

1 5 行動障害のある児童への支援体制の構築

第1回で挙げた課題・意見等

1. 福祉の専門のスーパーバイズできる人が支援学校の先生に直接会う、直接コンサルをするという仕組みが令和3年度から始まっているが、ここへの堺市の参加がない
2. 日常的に支援をしている方たちのスーパーバイズを学校の中に置くことが非常に重要
3. 強度行動障害支援者養成研修への参加はあるか
4. 強度はつかなくとも行動障害のある児童について知ってほしい

上記に関する取り組み状況

1. 大阪府の地域生活支援課が実施するコンサルテーション事業には、堺市立の支援学校は参加していない。府立支援学校に対しては府の地域生活支援課が案内している。
2. 日常的に支援をしている方たちのスーパーバイズを置く取り組みについて
 - 強度行動障害に特化した事業は実施していない。
 - 府庁と府教育庁との連携において実施されているような取組の必要性について検討が必要である。
 - 児童期における行動障害に関する相談があった場合の支援や支援者への助言等の事業や対応
 - 「必要に応じ、発達障害等に関する専門的な知識・技能をもつ専門家の派遣や支援学校センター的機能による地域支援、外部専門家による助言を行う。」（1回目資料3）
 - 実績（表1参照）
3. 令和6年度受講状況：堺市立支援学校受講者1人。
4. 行動障害のある児童生徒の対応等に特化した研修は設定していないが、障害にかかわる研修は実施している。（表2参照）

（表1）特別支援教育環境整備事業の実施状況	令和5年度実績
発達障害児等専門家派遣	32件
障害のある子どもへのアセスメントと教員に対する助言指導を行う	210件
支援学校教員を学校園に派遣し、専門性や指導力の向上を図る	119件

（表2）行動障害にかかわらず障害児にかかわる研修の実施状況	令和5年度実績	参加人数
支援学級の担任教員	4回	340人
通級指導教室の担当教員	8回	319人
特別支援教育コーディネーター	2回	152人

V 学齢期支援の充実

1 5 行動障害のある児童への支援体制の構築

○障害についての内容が含まれているに関わらず通常学級の教員の方向けに行われている研修（令和5年度実績）

実施件数…393件 参加人数（のべ）…15,646人

上記研修の中に障害理解・こどもとのかかわり方やこども理解に関わる内容に該当するもの（研修テーマなど）

・発達障害等に対する理解を深め、すべてのこどもが参加できる授業づくりや、だれもが過ごしやすい学習環境づくりをめざすことを目的に、特別支援教育についての研修を実施している。

・こどもの自殺予防・発達・スマートフォン依存・不登校などのこどもが抱える諸課題への理解を深め、集団におけるこどもへの支援方法・こどもの望ましい行動を育てる行動支援の方法・社会性と情動の学習の指導方法・学校教育相談の技能など

上記取り組みを実施する中で見える課題

○支援学級の担任教員、通級指導教室の担当教員、特別支援教育コーディネーター担当教員、その他の教員を対象とした研修を実施しているが、様々な障害や特性のあるこどもへの指導・支援のためには、教職員全体の特別支援教育に関する理解や専門性のさらなる向上が必要である。

○障害をはじめ、こどもとのかかわり方やこども理解に関するテーマは数多く、こどもが抱える様々な課題に対応できるよう、教員が幅広い知識を身に付け、教育相談技能を向上させることが必要である。

× 障害児支援体制の整備と推進

3 4 障害児の相談支援の連携を含む体制整備

第1回で挙げた課題・意見等

児童発達支援センターとしていろんなクラスを設定している、事業所が増加している

→ (利点) 療育に行くか行かないかだけでなく療育を選択できるようになっている

→ (欠点) どの療育に行くべきかわからない保護者が多い

課題

○受給者証取得状況にかかわらず、それぞれ障害児のニーズに合った療育を案内できる場所が必要。

・・・各区基幹相談支援センター、もず園、つぼみ園、あいすてーしょん委託事業者等

○障害者基幹相談支援センターでは事業所一覧を渡すケースも多い。保護者が自ら電話し空き状況の確認、見学に行き判断することにつながっている。

○働きながらのためになかなか動けないなど保護者負担が大きく、空きが見つからず療育をあきらめてしまう。

今後の方向性

堺市障害者自立支援協議会の部会として令和7年度中に「(仮) 障害児の相談支援部会」を立ち上げ、サービスの利用の有無を問わない障害児の相談支援について検討するため、課題の共有・ネットワーク構築等を予定。